

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
1	保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止	内閣府、文部科学省、厚生労働省	1
2	児童扶養手当の受給資格要件の明確化	厚生労働省	2
15	脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合及び策定支援	環境省	7
20	と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できることとする見直し	厚生労働省	22
12	都道府県献血推進計画の策定義務の廃止	厚生労働省	32
11	へき地におけるオンライン診療の場合の調剤制限の緩和	厚生労働省	37
38	医師法等に基づく届出のオンライン化	厚生労働省	39
8	基幹型臨床研修病院の指定基準の見直し	厚生労働省	42

保育所の居室面積の特例について

保育所の設備運営基準の概要

※幼保連携型認定こども園についてもほぼ同様。

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

- 保育士の配置基準 ○居室の面積基準（乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡）
○保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理） などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。
- 屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準 ○保育時間
○保護者との密接な連絡 などについては、国の基準を参考にすればよい。

居室面積基準の特例の概要

居室の面積基準については、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

要件 →(1または2のいずれか) ※それぞれ①は前々年の4月1日、②は前々年の1月1日の状況で判断	1 以下のいずれにも該当する市区町村 ① 待機児童数が100人以上 → 待機児童問題が特に深刻な地域であること ② 平均地価が三大都市圏平均を超える → 保育所の増設等を図るに当たり、 <u>土地等の確保が困難</u> であること	2 以下のいずれにも該当する市区町村 ① 待機児童数が100人以上 ② 平均地価が三大都市圏のうち最も低い都市圏を超える ③ 市区町村が保育の受け皿整備のために <u>行っている土地確保のための措置並びに当該措置を講じてもおお土地確保が困難</u> である旨及びその理由を公表していること
期間	平成24年4月1日～令和5年3月31日（令和2年3月31日までを3年間延長）	
対象市区町村数	26市区町村【令和2年4月1日時点】（実施は大阪市のみ）	
	埼玉県	さいたま市、朝霞市
	千葉県	市川市、浦安市
	東京都	中央区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、板橋区、足立区、江戸川区、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、西東京市
	神奈川県	藤沢市
	大阪府	大阪市
	兵庫県	尼崎市、西宮市

児童扶養手当の認定について

六四二

○児童扶養手当の認定について

〔昭和五十一年十月一日 児企第三六号
各都道府県民生主管部(局)長宛 厚生省児童家庭局企
画課長通知〕

〔改正経過〕

第一次改正 〔平成二十二年七月三〇日雇児福発〇七三〇第二号〕

昭和五十一年六月五日法律第六十三号として公布された厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、児童扶養手当法の一部が改正され、支給対象児童の範囲が拡大されることとなったが、その実施については、左記の点に留意のうえ受給資格の認定の適正を期されたい。

なお、「児童扶養手当の認定事務の手続について」(昭和三十七年二月五日児企第二二号各都道府県民生主管部(局)長あて本職通知)は、廃止する。

記

- 1 支給対象児童の範囲について
児童が、就学しているか就職しているかは問わないこと。
- 2 「監護」の解釈について
 - (1) 精神面等から児童の生活に種々配慮していること。
 - (2) 同居しているか別居しているかを問わないこと。したがって、別居の場合にあつては、同一市区町村内であるか否かを問わないこと。

以上により、同居の場合は原則として監護していると考えられるが、別居の場合は、例えば、定期的な訪問、手紙、電話等のやりとり、仕送り等があれば監護しているものと考えられる。

3 監護の証明について(別居の場合)

監護の有無を証明するには、本人の申立書及び民生委員、児童委員、学校長、寄宿舎の長、雇用主等の証明書等を添付すること。

4 都道府県等における連絡協議について

(1) 父又は母(以下「父等」という。)が、他の市区町村に居住する児童を監護している(父においては、かつ生計を同じくしている)ものとして認定する場合には、あらかじめ当該児童の住所地の市区町村と連絡協議すること。

申請を受理した都道府県、市、福祉事務所設置町村(以下「都道府県等」という。)は、申請の請求者が父の場合は母、母の場合は父の住民票所在地の都道府県等と連絡をとり、当該地における手当の支給の有無について確認すること。

(2) 養育者が、児童を養育するものとして認定する場合であつて、児童の父等が他の都道府県の区域内に居住している場合には、あらかじめ当該父等の住所地の都道府県と連絡協議すること。

申請を受理した都道府県等は、父等の住民票所在地の都道府県等と連絡をとり、当該地における手当の支給の有無について確認すること。

前文(第一次改正)抄

〔前略〕本年〔平成二十二年〕八月一日から適用する。

児 企 第 2 5 号
昭和55年6月20日

改正

昭和61年5月6日児企第25号
平成22年7月30日雇児福発0730第2号
令和元年5月29日子家発0529第1号
令和2年12月25日子家発1225第1号

各 都道府県児童福祉主管部(局)長 殿

厚生省児童家庭局企画課長

児童扶養手当遺棄の認定基準について

今般、児童扶養手当の支給事由の一つである遺棄の認定基準について別紙のとおり定めたので御了知のうえ今後の認定に当たって参考とされたい。

別紙

「遺棄」の認定基準について

第一 基準

父又は母（以下「父等」という。）が児童を遺棄している場合とは、父等が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいうものである。

第二 解説

- 1 父等が児童を遺棄しているか否か判断するに当たって父等が児童と同居しているか否かが一つのポイントとなる。同居している場合は、遺棄に該当しない。
しかし、別居していれば直ちに遺棄に該当するものではない。すなわち、出かせぎ、入院等特定又は不特定の期間、就労、事業、療養等のため別居しているが、目的達成後帰来することが予定されている場合には遺棄に該当しない。
- 2 監護とは、金銭面、精神面等から児童の生活について種々配慮していることをいい、同居しているか別居しているかは問わない。

同居の場合には、監護していると考えられるが、別居の場合でも、仕送り、定期的な訪問、手紙、電話等による連絡等があれば監護しているものと考えられる。

3 父等の居住が判明しているか否かは遺棄の判断に当たって一つのポイントとなる。

父等の居住が、警察、親類等を通じて搜索したにもかかわらず発見できず不明である場合は、他の要件を満たす限り通常遺棄に該当すると考えられる。しかし、父等の居所が判明している場合であっても遺棄に該当する場合が考えられる。すなわち、妻又は夫が子を連れて家出した場合であって、父等の酒乱、暴力行為、異性関係、犯罪行為、サラ金借金、ギャンブル狂等のため、父等の監護意思及び監護事実が客観的に認められず、かつ父等に離婚の意思(将来意思を含む。)がある場合には、他の要件を満たす限り遺棄に該当すると考えられる。

これに対し、父等に監護意思がある、あるいは離婚する意思がないにもかかわらず、父等が性格の不一致、あるいは他に内縁関係ができた等の理由により子を連れて家出した場合は遺棄に該当しないと考えられる。

4 母子又は父子が税法上の扶養親族の取扱いを受けているか否かは遺棄の認定に当たって一つのポイントとなる。すなわち、父等が家出し行方が判明している場合、母子又は父子が扶養親族の取扱いを受けておれば、父等の扶養意思を推定できるので一般的には遺棄と認められない。

しかし、父等が子を連れて家出した場合で、その原因が父等の酒乱、暴力行為、異性関係、犯罪行為、サラ金借金、ギャンブル狂等であって父等の監護意思が客観的に認められない場合には、たとえ税法上扶養親族の取扱いを受けているとしても遺棄に該当すると考えられる。

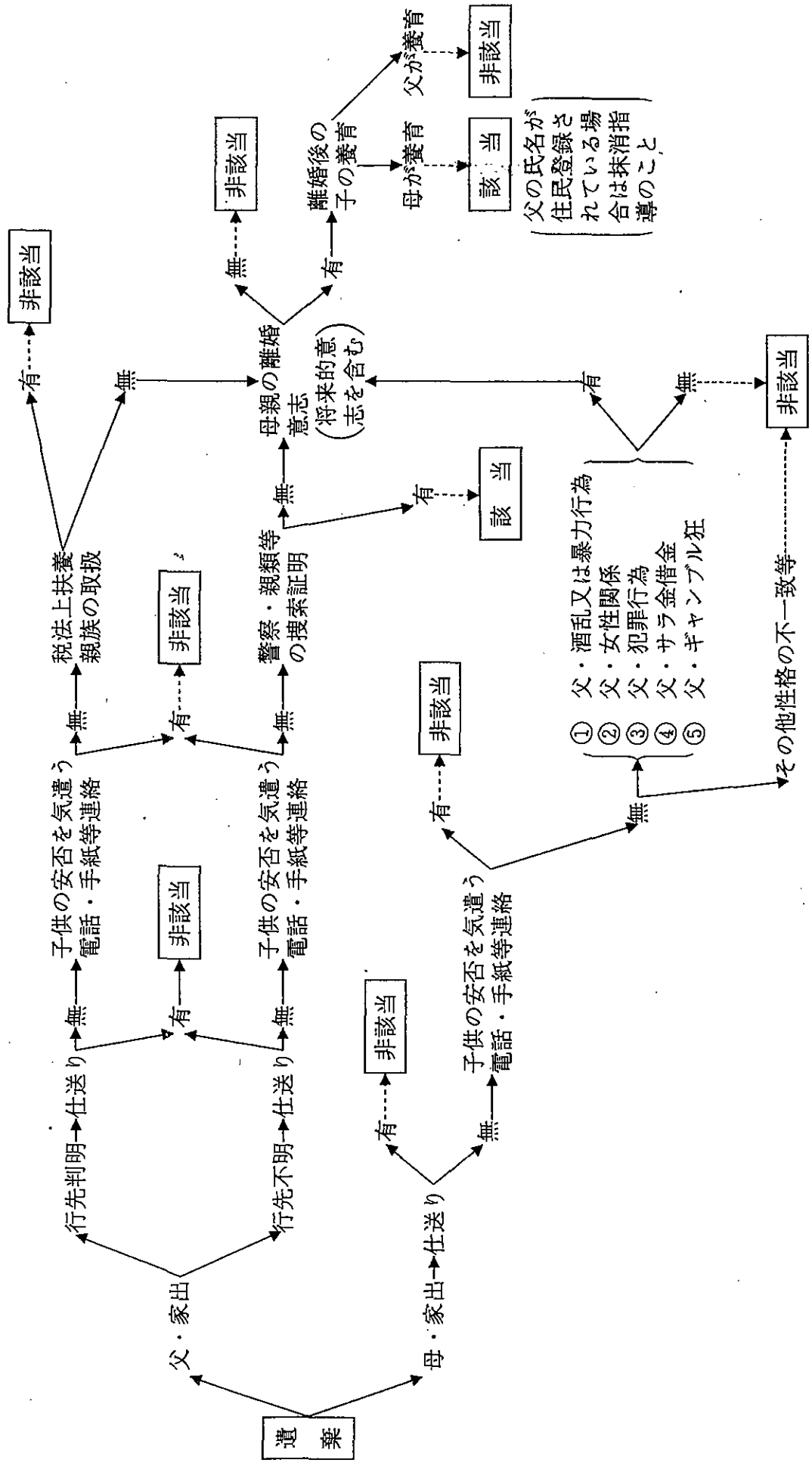
なお、生活保護を受給しているか否かについても、受給中の場合には父等から遺棄されている可能性が高いと思われるので遺棄の認定に当たって一つの判断材料となり得る。

5 遺棄の一般的なケースを図示すると別添1のとおりとなるので、遺棄の認定に当たって参考とされたい。ただし、遺棄のケースはこれにとどまらず種々のケースがあると考えられるので、この図を単に機械的に適用するのではなく事実関係を総合的に勘案のうえ判断されたい。

第三 事務処理

1 市町村の事務担当者は、遺棄を理由とする手当の請求があった場合には、別添2の遺棄調書を請求者に記入させること。なお、町村(福祉事務所を設置する町村及び特別区を除く。)の事務担当者は、これを認定請求書に添付して都道府県に提出すること。

2 遺棄を事由として手当を受給中の者で第一及び第二に延べた遺棄の認定基準に明らかに該当しないと認められるものについては、職権でもって受給資格の喪失処分を行うこと。



第 1 号 調 書

項 目	内 容		
父親又は母親と対象児童との関係	1. 実父・実母 2. 養父・養母 3. 認知した父		
区分	1. 父親が家出 2. 母親が家出		
別居の時期	平成・令和 年 月から		
父親又は母親の行方の状況	1. 不明 2. 判明(住所: 電話:)		
仕送り	1. 有り(平成・令和 年 月頃まで) 2. 無し		
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1. 有り(平成・令和 年 月頃まで) 2. 無し		
警察・親類等への捜索依頼	1. 有り(平成・令和 年 月頃まで) 2. 無し		
生活保護	1. 受給中 2. 申請中 3. 受給していない		
請求者の離婚の意志	1. 有り 2. 無し 3. 現在はないが将来は考えたい		
離婚後の子どもの養育	1. 母親 2. 父親		
父親又は母親の酒乱又は暴力行為	1. 有り 2. 無し		
父親又は母親が他に異性関係	1. 有り 2. 無し		
父親又は母親が犯罪行為	1. 有り 2. 無し		
父親又は母親がサラ金業者から借金	1. 有り 2. 無し		
父親又は母親がギャンブル狂	1. である 2. でない		
父親又は母親の住民登録	1. 有り 抹消予定(令和 年 月 日) 2. 無し		
その他参考資料			
<p>上記のとおり、相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>			
受付年月日	令和 年 月 日	市町村担当者氏名	印